

3月3日は 世界野生生物の日です



WORLD
WILDLIFE DAY
3 MARCH

2013年12月、国連総会で
3月3日が「世界野生生物の日」に制定されました。



WORLD
WILDLIFE DAY
3 MARCH

<http://wildlifeday.org/>

2017年3月3日、第5回「世界野生生物の日」のテーマ
「Listen to the young voices.」
(若者の声を聞こう)



野生動植物の未来を守るためには、
個々の地域、事業者、個人の皆様の取り組みが重要です。
ご協力よろしくお願ひします。

3月3日は世界野生生物の日です

2013年12月、野生生物に対する世界の意識を高めるため、
国連総会で制定されました。

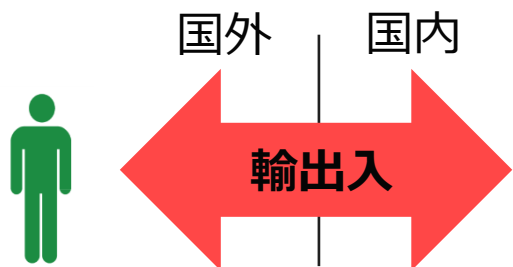
特に、野生生物を守るための「ワシントン条約」の役割の
重要性も強調しています。



WORLD
WILDLIFE DAY
3 MARCH

<http://wildlifeday.org/>

知っていますか？ ワシントン条約 と 種の保存法



ワシントン条約

(絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約)

絶滅のおそれのある野生動植物が過
度に国際取引されることがないよう
に**輸出入を規制**しています。



種の保存法

(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律)

絶滅のおそれのある野生動植物の**国内
取引等を規制**しています。

どのようなルールがあるのでしょうか？

■ 輸出入

ワシントン条約 附属書I

(例：ランの一部、サボテンの一部等)

輸出入：原則禁止



附属書II・III

(例：附属書Iの種を除くラン科全種・サボテン科全種等)

**輸出入：商業目的の取引可能
(事前手続きが必要)**

■ 国内取引

国際希少野生動植物種

国内取引：原則禁止

- 販売・頒布を目的とした陳列・広告も原則禁止。
- 以下の場合、規制の対象外。
 - ・学術研究又は繁殖等の目的で許可を受けたもの
 - ・あらかじめ登録を受けたもの
 - ・一部の科の繁殖させたもの 等
- 罰則：5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金等

対象種・詳しい手続きは、**経済産業省（輸出入）**・**環境省（国内取引）**のHPでご確認ください。